

山梨県公報

第二千七百五十八号

平成三十年

一月十一日

木曜日

目次

- 保安林の指定施設要件の変更予定……………一
- 家畜伝染病の発生……………一
- 建築基準法に基づく道路位置指定(二件)……………一
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)……………二
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(二件)……………二
- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………三
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………四
- 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見……………五
- 換地計画の決定(二件)……………五
- 公共測量の実施……………六
- 開発行為に関する工事の完了について(二件)……………六
- 山梨県指定有形文化財の指定解除……………六

告示

山梨県告示第一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である。

平成三十年一月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所 北杜市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、北杜市(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的 水害の防備
- 三 変更後の指定施設要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

平成三十年一月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者又は疑似患者の区分	発生頭数	発生場所	発生日
ヨーネ病	牛	患者	一	韮崎市	平成二十九年十二月十八日

山梨県告示第三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年一月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定の年月日 平成二十九年十二月二十日
- 二 指定道路の位置 都留市田原三丁目千六百七十六番八及び千六百七十六番十
- 三 指定道路の幅員 四・〇メートル
- 四 指定道路の延長 十四・八五メートル

山梨県告示第四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務

務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年一月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定の年月日 平成二十九年十二月二十七日
- 二 指定道路の位置 富士吉田市富士見四丁目六千六百七十五番二及び六千六百七十六番十四
- 三 指定道路の幅員 最大六・一七メートル 最小六・〇〇メートル
- 四 指定道路の延長 三十二・一五メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成三十年一月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成二十九年十二月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人ハートランドコミュニケーションズ
 - 2 代表者の氏名 今村壽也
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町下部九百九十七―一番地先
 - 4 定款に記載された目的 この法人は、過疎地で生活を営む高齢、独居の住民に対して生活の支援に関する事業を行い、地域住民の利便と福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十九年十二月二十二日から平成三十年一月二十二日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成三十年一月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成二十九年十二月二十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人フリースクール・オンリーワン
 - 2 代表者の氏名 井上弥生
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県大月市御太刀一丁目十番十八号
 - 4 定款に記載された目的 この法人は、不登校や発達障がい、引きこもりなどの悩みを持った子ども達とその保護者に対して、安心できる居場所と多様な学びの場を提供し、また就労支援などを行い、自立への成長を促し、寄り添い見守ることにより、子ども達の健全な育成に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十九年十二月二十五日から平成三十年一月二十五日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成三十年一月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成二十九年十二月十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人山梨ICT&コンタクト支援センター
 - 2 代表者の氏名 金成葉子
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲斐市竜王新町宇山ノ神千九百一番地一
 - 4 定款に記載された目的 この法人は、広く山梨県内及び県外周辺地域の一般住民・団体・事業者等に対し、ユビキタス社会に対応できるICT（情報通信技術）関連業務並びにコンタクトセンター（企業等において、顧客への対応業務を専門に行う事業所・部門）業務に従事する人材の育成及び人材の登録・紹介事業を実施するとともに、これら住民・団体・事業者等が容易に情報化ネットワークに参加できるように環境整備を推し進め、質の高い保健・医療・福祉・健康情報サービスや自治体・公共・団体サービスを構築し、運営事業を実施することにより、地域雇用及びビジネス機会の創出とより豊かな住民生活を実現し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十九年十二月二十二日から平成三十年一月二十二日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
 平成三十年一月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成二十九年十二月二十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人実相会
 - 2 代表者の氏名 国守清響
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲斐市天狗沢九十二番地一
 - 4 定款に記載された目的 この法人は、日本文化がその地域の交流の中で学んできた東洋、なかならず東アジアの先哲の教えを根幹の一つとし、この山梨の特性を含む、日本文化を形成してきたその歴史、芸術の伝統を学びつつ、人生を如何に生きるべきかの知見を磨き、世界のために羽ばたく人材を育成するとともに、障がいがあっても差別なく教育や学修を享受できる平等な機会の増進を図り、もって、世界中の人々の平和と幸福な生活のために寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十九年十二月二十八日から平成三十年一月二十八日まで

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
 平成三十年一月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二	山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号

株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽順	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一番 二十一号
株式会社オンザサミット 代表取締役 保坂東吾	山梨県甲府市後屋町三百六十三番地

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 グリーンタウン甲府東（北エリア）
 - (二) 所在地 山梨県甲府市向町字蛭田百二十一番一外
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二	山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号
株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽順	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一番 二十一号

- 3 大規模小売店舗の新設をする日 平成三十年八月二十一日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 四千八十八平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (一) 駐車場の位置及び収容台数
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 収容台数 二百二十五台
- (二) 駐輪場の位置及び収容台数
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 収容台数 五十八台
- (三) 荷さばき施設の位置及び面積
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 面積 百十七平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

- (1) 位置 届出の図面のとおり
- (2) 容量 五十三立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- (1) 開店時刻 午前九時
- (2) 閉店時刻 午後九時四十五分
- (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- (1) 数 四箇所
- (2) 位置 届出の図面のとおり

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで

三 届出年月日 平成二十九年十二月二十日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から平成三十年五月十一日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成三十年一月十一日

一 届出者

山梨県知事 後 藤 齋

氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	住所
イオンタウン株式会社 代表取締役 大門淳	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (一) 名称 イオンタウン山梨中央 (二) 所在地 山梨県中央市下河東字上窪四百	変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	変更後の住所
2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名	変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	変更後の住所
株式会社ジーフット 代表取締役 堀江泰文	株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽順	東京都中央区新川一丁目二十三番五号新川イースト
株式会社マックハウス 代表取締役 白土孝	株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井正	東京都杉並区梅里一丁目七番七号
株式会社桔梗屋 代表取締役 中丸輝江	株式会社戸田書店 代表取締役 鍋倉修六	山梨県笛吹市一宮町坪井千九百二十八番地
		静岡県静岡市清水区銀座四丁目六番地
		静岡県静岡市清水区銀座四丁目六番地

株式会社ハニーズ 代表取締役 江尻英介	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松二十七番地の一
株式会社三城 代表取締役 澤田将広	東京都中央区銀座二丁目七番七号
有限会社ワンラブ 代表取締役 小林励	愛知県名古屋市中区錦三丁目十番二十九号 渡辺本町ビル一階
株式会社大創産業 代表取締役 矢野博文	広島県東広島市西条吉行東二丁目四番十四号
兼松コミュニケーションズ株式会社 代表取締役 菊池孝	東京都渋谷区代々木三丁目二十二番七号新宿文化クイントビル三階
株式会社パステル 代表取締役 鈴木直人	福島県郡山市喜久田町字前北原五十三番地二十六
株式会社セキド 代表取締役 関戸正実	東京都渋谷区代々木四丁目三十一番六号西新宿松屋ビル六階
株式会社アップビート 代表取締役 深田則往	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目三番五号クイーンズタワーC十三階
株式会社ヤマダ電機 代表取締役 桑野光正	群馬県高崎市栄町一番一号
株式会社AKIRA 代表取締役 東晃司	東京都江東区東陽六丁目三番二号イーストタワー二十一タワー二階

マイホーム・インテリアサービス 山梨県甲府市上町千三百六十一番地
 有限会社
 代表取締役 野沢篤

- 3 変更の年月日 平成二十九年九月一日外
- 三 届出年月日 平成二十九年十一月十四日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から平成三十年五月十一日まで

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により上野原市から聴取した意見について、同条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成三十年一月十一日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 1 名称（仮称）DCMくろがねや上野原店
 - 2 所在地 山梨県上野原市上野原駅南土地区画整理地内一街区外
- 二 届出の内容及び公告日
 - 1 内容 新設
 - 2 公告日 平成二十九年八月十日
- 三 意見の概要
 - 1 駐車場への車両誘導における配慮
 - 2 駐車場内への防犯灯の設置
 - 3 青少年の非行防止への配慮
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から平成三十年二月十二日まで

● 換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営畑地帯総合整備事業（玉宮地区玉宮第一工区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類

を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

平成三十年一月十一日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成三十年一月十二日から同年二月八日まで
- 三 縦覧場所 甲州市役所
- 四 審査請求期間 平成三十年二月九日から同月二十三日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から平成三十年七月十一日まで

● 換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営畑地帯総合整備事業（玉宮地区下粟生野工区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

平成三十年一月十一日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成三十年一月十二日から同年二月八日まで
- 三 縦覧場所 甲州市役所
- 四 審査請求期間 平成三十年二月九日から同月二十三日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から平成三十年七月十一日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により笛吹市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年一月十一日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 測量の種類 公共測量（航空写真撮影）
- 二 測量の地域 笛吹市
- 三 測量の期間 平成二十九年十二月十四日から平成三十年三月三十日まで

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成三十年一月十一日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 北杜市長坂町長坂上条字高松三千八十九の三、三千九十二の二、三千九十二の八、三千九十九の九、三千百の一、三千百の三、三千百の四、三千百の七、三千百の一の、三千百二の一の一部、三千百二の二、三千百二の五及び三千百五の六
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北杜市長坂町長坂上条三千百一番一号 株式会社瀧口製作所山梨工場 工場長 阿部靖

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成三十年一月十一日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町船津字松ノ木二千九百八十五番七、二千九百八十五番八、六千七百七十七番、六千七百七十八番、六千七百八十三番、六千七百八十七番二、六千七百八十八番、六千七百八十九番一、六千七百八十九番三、六千七百九十番一及び六千七百九十番二並びに字桜休場六千七百九十一番一、六千七百九十一番二、六千七百九十二番一及び六千七百九十二番二の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南都留郡富士河口湖町船津二千九百八十六番地 河口湖ショッピングセンター株式会社 代表取締役社長 中沼繁紀

教育委員会

山梨県教育委員会告示第一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定があったので、山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第五条第三項の規定により、次の山梨県指定有形文化財の指定は解除された。

平成三十年一月十一日

山梨県教育委員会

有形文化財の部
建造物

教育長 守 屋 守

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
北口本宮富士浅間神社 拝殿	七棟	桁行七間、梁間三間、入母屋造 正面千鳥破風付、向拝一間、唐破風造、銅板葺 桁行柱真々七四・五六尺、梁間柱真々二六・五七尺、円柱径（中央間廻り）一一・七寸 正面一間、側面四間、切妻造、銅板葺 桁行柱真々二五・九一尺、梁間柱真々二一・四八尺、角柱径七・三寸	北口本宮富士浅間神社	富士吉田市上吉田五五八番地	富士吉田市上吉田五五八番地
附 石垣・本殿端垣および恵毘寿社 神楽殿		桁行一間、梁間一間、一重、入母屋造、銅板瓦棒葺、背面張出床付 桁行柱真々二〇・三五尺、梁間柱真々二〇・三五尺、角柱径九・四寸			

手水舎 附 棟札一枚	桁行一間、梁間一間、一重、入母屋造、銅板葺、中央に水盤石、竜頭の吐水口付 桁行柱真々一四・五一尺、梁間柱真々一一・八四尺、角柱径一一・七寸
社務所 附 棟札一枚	切妻造、一重（一部厨子二階）、正面一間唐破風、背面半間庇縁付、鉄板葺 桁行柱真々五〇・五〇尺、梁間柱真々三七・二六尺
随神門 附 棟札一枚	三間一戸八脚門、切妻造、銅板瓦棒葺 桁行柱真々三一・九五尺、梁間柱真々一九・六六尺、円柱径一四寸
福地八幡社 附 棟札一枚	一間社流造、銅板平葺 桁行柱真々一二・五九尺ただし向拝柱真々八・〇二尺、円柱径七・四八寸
諏訪神社拝殿	桁行五間（柱間）、梁間四間、一重、入母屋造、亜鉛鉄板瓦棒葺 桁行柱真々四八・九一尺、梁間柱真々二五・一一尺

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番